

採石業者登録済通知書

昭和62年7月23日付で申請のあつた採石業者登録申請は採石法第32条の3第2項の規定により下記の通り登録したので通知する。

昭和62年8月14日

岐阜県知事 上松陽助



記

1. 登録番号 岐阜県採石登録第 660 号
2. 登録年月日 昭和 62 年 8 月 14 日
3. 住 所 各務原市各務おがせ町6丁目3.7番地
株式会社 明林建材
4. 氏 名 代表取締役 後藤幸彦